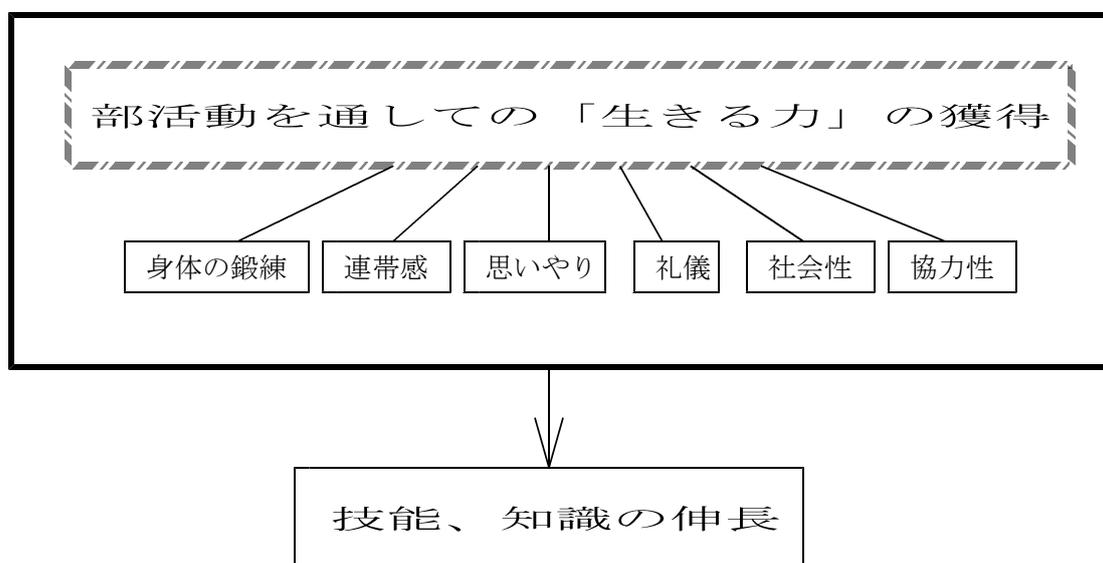


部活動指導計画

1 目的

- (1) 自己選択に基づく部活動・地域クラブ活動に参加させることにより、心身を鍛え、意欲的に活動することの喜びや達成感、成就感を獲得させる。
- (2) 集団活動である部活動に取り組ませることにより、集団としての連帯感、他を思いやる心、礼儀、社会性、協力性を培わせる。

2 基本方針



部活動を運営する最大の目標を、「部活動を通しての生きる力の獲得」とする。部活動は、学校教育目標を達成するための1つの方策であることを考えると、その方針は、あくまで生徒自身が「生きる力」を獲得することをサポートすることとするのは当然である。各競技、活動内容に関わる技能、知識またはその成績等を最優先に考えるのではなく、各生徒の教育的成長を念頭に置いた指導を心がけていく必要がある。

3 設置部活動、及び顧問

	部活動名	顧問名	部活動名	顧問名
常	野 球 (男女)	中村、國嶋	ソフトテニス (男女)	和泉、後藤正、星
	剣 道 (男女)	増居、戸邊	バレー (女)	箱崎、鳩原
設	ソフトボール (女)	後藤亜、君島	文 化 (男女)	栗田、室井
特	陸 上 (男女)	後藤正、後藤亜	合 唱 (男女)	鳩原、箱崎
設	駅 伝 (男女)	後藤正、後藤亜、和泉、中村、増居		

4 運営

運営にあたっては、学校教育目標にのっとり、部活動顧問の方針に従ってあたることとする。部活動費用については、生徒会、体育文化後援会予算を当て、必要に応じて保護者の了解のもと、必要経費を徴収する。

5 活動

※令和3年3月改訂 「大田原市立学校に係わる部活動の方針」(第2版)、令和6年2月「大田原市立中学校拠点校部活動実施要項」に基づいて作成

- (1) 顧問の活動方針にのっとり、生徒の自主性を尊重して活動に当たる。
- (2) 下校時間を厳守する。
- (3) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は水曜日、週末は少なくとも1日以上を休養日(第1・3は日曜日)とする。週末に大会参加等で休養日が確保されない場合は、休養日を他の週末に振り替える。)
- (4) 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度(準備・片付けの時間を除く)、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度(準備・片付けの時間を除く)とする。練習試合等はその限りではない。
- (5) 校長の許可のもと、延刻練習を認める。
- (6) 練習試合は原則として県内で行う。県外へ遠征する場合は、保護者・校長の許可を必ず受ける。
- (7) 常設部の朝練習は行わない。ただし、特設部に関してはその限りではない。
朝練習は7:00からとする。
- (8) 新入生については、見学期間、体験期間を設ける。**見学期間は4月11日(木)～、体験期間は15日(月)～とする。4月26日(金)に正式入部とする。**
- (9) 定期テスト3日前から、テスト最終日の早朝練習まで部活動は休止とする。
- (10) 必要に応じて部活動顧問会議を開催し、各部活動ごとの予定、問題点、方針等についての情報交換を行う。(原則、長期休業中〔夏・冬〕に設ける。)
- (11) 転部を希望する場合には、関係教員と該当生徒が十分な相談を行った上で、旧顧問、新顧問、担任同意の下、転部願いを提出することで正式に認められる。
- (12) 原則として、職員会議等、会議がある日は部活動を行わない。
- (13) 部活動の全員加入の撤廃(全生徒対象)
部活動以外に放課後の活動場所がある場合は、中学校の部活動に加入する必要はない。
ただし、活動場所がない場合には、これまでと同様に部活動に加入することを推奨する。
※部活動以外の活動場所の例：野球やサッカーのクラブチーム、スイミングスクール、ピアノ教室等
- (14) 拠点校部活動の実施(令和6年度入学の1年生から対象)
在籍する中学校(親園中学校)に希望する部活動が設置されていない場合、拠点校として指定された中学校(親園中学校以外の中学校)の部活動に加入することができる。